

大人用紙おむつの宅配 (受領委任払い)

- ☆紙おむつ宅配事業者が毎月1回、紙おむつを自宅に配達します。
- ☆支払金額は、購入金額の1割、2割または3割のみ！

※ 介護保険負担割合証に基づき、支払金額は購入金額の1割、2割または3割となります。
購入上限額は、ひと月5,500円です。上限額を超えた分は、全額お支払いください。



～サービスを受けることができる人～

以下の3点を全て満たしている人が対象です。

- ①宇都宮市の介護保険被保険者である。
- ②「要介護1～5」の認定を受けている。
- ③介護保険施設（ショートステイ含む）や病院に入所・入院中でない。

紙おむつ宅配事業者(五十音順)

- ・ 株式会社カワチ薬品
- ・ 相良株式会社

事業者ごとに、取扱商品や値段が異なりますので、各カタログをご参照下さい！



◎ 支給対象限度額と介護保険給付額

① 支給対象限度額

介護保険のサービスとして利用できる購入額の上限は、**5,500円/月**です。限度額を超えた分については、支給の対象にはなりません。

※ 償還払いでの紙おむつ購入費の支給（領収証を添付して市に申請し、指定した口座に、市が保険給付分を振り込む方法）と併用もできます。この場合、宅配での購入額と合わせて5,500円/月までが支給対象となります。

② 介護保険給付額

支給対象額の**9割、8割または7割**

（介護保険負担割合証が1割の人は9割、2割の人は8割、3割の人は7割）

【問い合わせ】 ☎ 320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 高齢福祉課 介護サービスグループ ☎ 028-632-2906

サービスを受けるには？

紙おむつ宅配を利用するには、事前に申請する必要があります。

配達は、原則、毎月1回、宇都宮市内のみで、申請した月の翌月から行われます。

① 申請

- ・ 紙おむつ宅配事業者のカタログの中から、1事業者を選択し、商品を選びます。
- ・ 「介護保険紙おむつ購入費支給認定申請書(受領委任払い)」に、希望する紙おむつ宅配事業者、商品・数量、配達先等を記入します。

※カタログ・申請書は、高齢福祉課窓口で配布（市ホームページにも掲載）

- ・ 申請書を宇都宮市高齢福祉課(市役所2階 D6-2 窓口)に提出します。(郵送可)

② 利用の可否

市から支給決定通知書を送付し、利用の可否をお知らせします。

③ 紙おむつの受取

紙おむつ宅配事業者から電話連絡がありますので、受取の日時を決めてください。

紙おむつ宅配事業者が、毎月、指定した送付先へ配達します。

④ 支払

紙おむつの受取の際に、購入額から介護保険給付額を差し引いた額を紙おむつ宅配事業者を支払い、紙おむつ宅配事業者が持参した「販売証明書」に受領確認の押印をしてください。

⚠️ ご注意ください！

- ・ 配達した商品の返品・交換はできません。
- ・ 介護保険施設（ショートステイ含む）や病院に入所・入院しているときは利用できません。
- ・ 要介護認定で「非該当、要支援1・2」となった場合は利用できません。
- ・ サービスを受ける条件を満たしていないときに利用した場合、市に保険給付額（市が紙おむつ宅配事業者を支払った額）を返還していただきます。
- ・ 商品や価格は変更になることがあります。変更になる場合は、紙おむつ宅配事業者が事前にお知らせします。

こんなときは・・・

事業者 または 高齢福祉課に連絡してください。

- ・ 初めての申請で、何からすればいいかわからない
- ・ 商品や数量を変更したい
- ・ 配達の休止や中止をしたい
- ・ 病院や施設に入院・入所した
- ・ 商品の選び方



【問い合わせ】 ☎ 320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 高齢福祉課 介護サービスグループ ☎ 028-632-2906